

令和元年 12 月

正 会 員 各 位

一般社団法人日本金型工業会
経 営 労 務 委 員 会
委員長 迫 田 幸 博

賃金・労働時間調査ご協力お願いの件（令和元年度調査分）

平素より、当工業会の諸事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「賃金・労働時間調査」も今回で 47 年目を迎え、会員の皆様のご協力に対し心より深く御礼申し上げます。

近年、賃金や労働時間の問題は、企業経営上益々重要性を増しつつあり、今後の合理的な経営の重要な資料の一つとして、この報告書が会員の皆様のお役に立てるよう今後も努力を続けて参りたいと存じます。

また、ご回答企業の皆様には本報告書を今春の従業員の定期昇給などのご参考にして頂けるよう 3 月上旬頃にご送付致したいと存じております。

つきましては、担当者様には大変お手数をお掛けし申し訳ありませんが、下記によるご提出期限の厳守と、「年間労働日数」、「年間実労働時間」などの記入漏れのないよう十分ご注意下さいますようお願い致します。

★基準内賃金とは、残業代の基礎となる賃金（次項参照）

★調査対象期間 2019 年 1 月～2019 年 12 月 賃金をご記入ください

（2019 年度 給与確定後のご記入おねがいします）

調査報告書（冊子）はご回答を頂きました企業様のみを送付いたします。

※休業制度を取り入れている企業は休業手当の分を賃金に含めてご記入下さい。またその休業分も労働時間に含めて下さい。

※調査票が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、当工業会ホームページよりダウンロード（エクセルデータ）をしてご使用ください。

※調査票をエクセルデータ入手ご希望の方は、下記ホームページから入手が可能ですのでご活用下さい。（パスワード gogokanagata）

<http://www.jdmia.or.jp>・・・賃金・労働時間調査のご協力のお願いより

尚、調査票の WEB 上での送付は、セキュリティの問題がございますので、

郵送或いは、FAXにてお送り下さいますようお願い致します。

※本調査の秘密は、工業会で責任を以って厳守致します。

※本調査委集計結果は正会員且つ本調査にご回答頂いた企業様のみ配布致します

基準内賃金・基準外賃金とは？

基準内賃金とは

残業代を計算する際に基礎となる賃金です。

残業代とは、賃金の総額基礎として計算されるのではなく、賃金のうち基準内賃金だけを基礎とし計算されるものです。

労働基準法によれば、【割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令に定める賃金は参入しない】と規定されています。

これらは、従業員の個人的事情により支給されている手当であって労働に対して支給されるものではない為、残業代の基礎には含めない取扱いになっています。

基準外賃金とは

通勤手当・家族手当・別居手当・住宅手当・臨時に支払われる手当など

例外として 扶養家族の人数に関係なく一律に支給されている家族手当
通勤距離に関係なく一律に支給されている通勤手当
などは、従業員の個人的事情ではないので**基準内賃金**と判断されます

提出期限： 令和2年1月22日（水曜日）（期限厳守でお願い致します）

提出先・お問合せ先： 一般社団法人日本金型工業会 川田明美 宛
メールアドレス a.kawata@jdmia.or.jp

（〒113-0034）

東京都文京区湯島2丁目33番12号 金型年金会館6階

電話：03（5816）5911

FAX：03（5816）5913